

各 位

会社名 株式会社 PLANT

代表者名 代表取締役社長 三ッ田 勝規

(コード番号:7646 東証第一部)

問合せ先専務取締役社長室長

兼管理本部長 松田 恭和

TEL 0776-72-0300

内部統制システムの基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針の一部改訂につき決議いたしましたのでお知らせいたします。

今回の改訂の目的及び改訂の内容は下記に記載のとおりです。また、本改訂後における内部統制システムの基本方針の内容は末尾のとおりであります。

1. 改訂の理由

会社法施行規則改正にともない必要な変更を行う。

2. 改訂の内容

改訂の内容は次のとおりです。

変更後
1. 取締役・使用人の職務の執行が「法令」及
び「定款」に適合することを確保する為の
体制
(中略)
(削除)
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員を、監査役を補助すべき使用人として指名することが出来る。監査役が指定する補助すべき期間中は、

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室は、監査役から監査役監査基準に基づく監査役職務の補助要請を受けた際、監査役との協議により、要望事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。

指名された使用人への指揮権は監査役に移 譲されたものとし、取締役の指揮命令は受 けないものとする。	この場合、当該内部監査室員は、監査役 の指揮命令に基づき内部監査を実施するも のとし、取締役の指示命令系統から外れる。
(新規制定)	7. 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な取扱いを行なわない旨等を規程する「内部通報者保護規程」を制定している。
(新規制定)	8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の 前払い又は償還の手続きその他の当該職務 の執行について生ずる費用又は債務の処理 に係る方針に関する事項 当社は、当社監査役がその職務の執行に ついて、当社に対し、会社法 388 条に基づ く費用の前払い等の請求をしたときは、当 該請求に係る費用または債務が当該監査役 の職務の執行に必要でないと認められた場 合を除き、速やかに当該費用または債務を 処理する。
(新規制定)	9. 財務報告の適正性を確保するための体制 当社は、財務報告に係る内部統制を構築 し、その体制の整備・運用状況を定期的に 評価するとともに維持・改善を図る。

(全文)

1. 取締役・使用人の職務の執行が「法令」及び「定款」に適合することを確保する為の体制

当社は、企業の「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を全従業員に継続的に伝達することにより、法令や社会規範の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

代表取締役は、総務部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、総務部がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。

監査役及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に、 総務部担当取締役を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は「文書取 扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒 体に記録し、整理保存する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規定に準拠

して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」並びに関連規程は、必要に応じて適時 見直し改善を図るものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

代表取締役は社長室長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門の担当取締役と共に、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理する為、既存の「経理規程」・「販売管理規程」・「安全衛生委員会に関する規則」等に加え、必要な「リスク管理規程」・「食品衛生管理規程」を制定している。

特に、「リスク管理規程」の中で設置した「中央リスク管理委員会」(委員長は社長室長が兼務する)では、当社として可能性のある、経済状況、価格競争、商品調達力、法的規制、市場リスク、重要訴訟、災害、環境及び情報管理等のリスクを、リスク毎に対応部門を定め、各部門においてはリスク管理責任者の指示の下、リスク管理の為に必要かつ適正な体制(「マニュアル」や「ガイドライン」等)を整備している。万が一、上記各リスクが発生した場合には、「中央リスク管理委員会」の委員長の指揮監督の下、それぞれの対応部門のリスク管理責任者は直ちに、損害の発生を最小限に止める為の必要かつ適正な対応を取ることとした。

監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、必要に応じて、その結果を 取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善 に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保する為の体制

代表取締役は、総務部担当取締役を、取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命し、「中期経営計画」及び「年次経営計画」に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行なわれるよう監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づき、各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。総括責任者はその遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析と、その改善を図っていく。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する 指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室は、監査役から監査役監査基準に基づく監査役職務の補助要請を受けた際、 監査役との協議により、要望事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。 この場合、当該内部監査室員は、監査役の指揮命令に基づき内部監査を実施するものと し、取締役の指示命令系統から外れる。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をする為の体制その他の監査役への報告に関する体制、 及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保する為の体制

取締役及び使用人は、次の事項を「法令」及び「監査役会規程」並びに「監査役監査基準」等社内規程に基づき、監査役に報告するものとする。

- (1) 当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- (2) 不正行為や重要な法令並びに定款に対する違反行為を認知した事項

- (3) 取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項
- (4) 重要な各部門の月次報告、重要な会計方針・会計基準及びその変更事項
- (5) 内部監査の実施状況、その他必要な各部門の重要事項

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握する為、取締役会及びその他の重要会議に出席すると共に、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。

また、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に、監査役は内部監査室及び顧問弁護士・会計監査人と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。

7. 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこと を確保するための体制

当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な取扱いを行なわない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定している。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務 の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに維持・改善を図る。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、地域住民の生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を 遮断し、反社会的勢力には、役員及び従業員も一体となって組織的に対応する。もって 不当要求を毅然たる態度で拒絶すると共に、当社の持続的な健全経営を確保する。

その整備状況として「企業の行動規範」に反社会的勢力の排除、「従業員のコンプライアンス・マニュアル」に反社会的行為への関与の禁止等を規定化している。また、総務部を主幹部署とし、各種情報収集、社内各部門からの対応の指導、警察及び顧問弁護士等との連携等を行う。

以上